育児・介護休業等に関する労使協定書

株式会社三重県農協情報センター(以下「会社」という。)と従業員代表(水谷 真也/三重県農協情報センター労働組合執行委員長/以下「組合」という。)は、育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる従業員)

- 第1条 会社は、次の従業員から1歳(法第5条第3項の法定要件に該当する場合は1歳6ヵ月、法 第5条第4項の法定要件に該当する場合は2歳)に満たない子を養育するための育児休業の申 出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1)入社1年未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして 扱う。
 - (2) 申出の日から1年以内(法第5条第3項および第4項の申出をする場合は6ヵ月以内)に 雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
 - 2 会社は、次の従業員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1) 入社1年未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして扱う。
 - (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

- 第2条 会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1)入社1年未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして 扱う。
 - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)

- 第3条 会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1)入社6ヵ月未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして扱う。
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

- 第4条 会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1)入社6ヵ月未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして扱う。

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児・介護のための所定外労働の免除の申出を拒むことができる従業員)

- 第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことが できるものとする。
 - (1)入社1年未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして 扱う。
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

- 第6条 会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1)入社1年未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして 扱う。
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

- 第7条 会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。
 - (1)入社1年未満の従業員。ただし、嘱託社員(再雇用)は、引き続き在籍したものとして 扱う。
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(有効期間)

第8条 本協定書の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、 有効期間満了の1ヵ月前までに、会社、組合いずれからも申出がない場合は、さらに1年間有 効期間を延長するものとし、以降も同様とする。なお、平成29年10月1日締結の育児・介 護休業等に関する労使協定書については、本協定書の締結をもって効力を失うものとする。

この協定の確実を証するため、証書を作成し、会社および組合が各1通を保有する。

令和 4年10月 1日

(会 社)

株式会社三重県農協情報センター 代表取締役社長 狼方 克美

(労働者の過半数を代表するもの)